

諮問実施機関：滋賀県知事（土木交通部住宅課）

諮問日：平成26年6月25日（諮問第97号）

答申日：平成27年12月18日（答申第89号）

内容：「滋賀県営住宅管理センターに提出された異議申出書について、同センターが住宅課に対して意見等を求めた記録および住宅課が同センターに対して指導等を行った記録」の公文書非公開決定に対する異議申立て

答 申

第1 審査会の結論

滋賀県知事（以下「実施機関」という。）が行った決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 公文書公開請求

平成26年5月13日、異議申立人は、滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、次の公文書の公開を求める公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（請求する公文書の名称または内容）

「滋賀県営住宅管理センター センター長 ○○○」に提出された下記のそれぞれの異議申出書に関して、「滋賀県営住宅管理センター センター長 ○○○」より住宅課に「指導、指示、命令、意見」等を求められたこと、住宅課より「滋賀県営住宅管理センター センター長 ○○○」に対して、直接、間接に「指導、指示、命令、意見」等を与えたことに関する事実を明らかにする「文書」、「電子記録」、「メール」、「その他」による記録

- 1 異議申出書（26/4/22）-1 No.17
- 2 異議申出書（26/4/22）-2 No.18
- 3 異議申出書（26/4/22）-3 No.19
- 4 異議申出書（26/4/22）-4 No.20
- 5 異議申出書（26/4/22）-5 No.21
- 6 異議申出書（26/4/22）-6 No.22
- 7 異議申出書（26/4/22）-7 No.23
- 8 異議申出書（26/4/22）-8 No.24

- 9 異議申出書 (26/4/22) -9 No.25
- 10 異議申出書 (26/4/22) -10 No.26
- 11 異議申出書 (26/4/22) -11 No.27
- 12 異議申出書 (26/4/22) -12 No.28
- 13 異議申出書 (26/4/22) -13 No.29
- 14 異議申出書 (26/4/22) -14 No.30

2 実施機関の決定

同年5月28日、実施機関は、請求のあった文書は不存在であるとして、条例第10条第2項の規定に基づき、公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 異議申立て

同年6月16日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

異議申立人が、異議申立書、意見書および意見陳述で述べている内容は、次のように要約される。

1 異議申立ての趣旨

請求した文書の公開を求める。

2 異議申立ての理由

滋賀県営住宅管理センター情報公開規程（以下「情報公開規程」という。）第16条第1項は、「住宅管理センターは、異議の申出に対する回答をするときは、あらかじめ滋賀県知事に意見を求めるものとする」と規定し、同条第2項は、「前項の場合において、住宅管理センターは、滋賀県知事が意見を述べるために必要な異議の申出に係る関係書類その他必要な資料を提示しなければならない」と規定している。

これは、回答する前に実施機関に相談することを求めた規定であって、センター長の裁量はなく、センター長は、必ず実施機関に意見を求めてから回答をしなければならないものであり、実施機関は、公開請求した文書を保有しているはずである。

指定管理者である滋賀県営住宅管理センター（以下「県営住宅管理センター」という。）は、滋賀県営住宅の管理運営に関する協定（以下「基本協定」という。）第8条により、指定期間に巨額の管理料を受領して業務を行っている。よって、その業務に関して異議の申出があれば、当然、実施機関に相談しなければならないのであって、これを放置していること

は、基本協定に違反するものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、諮問書、理由説明書および口頭説明で述べている内容は、次のように要約される。

1 実施機関の決定について

実施機関が行った決定は妥当である。

2 対象公文書の不存在について

実施機関においては、県営住宅管理センターに提出された異議申出書に関して、同センターから、指導、指示、命令および意見等を求められたことがなく、また、同センターに対して、指導、指示、命令および意見等を与えたことがないため、請求のあった文書は保有していない。

なお、県営住宅管理センターは、当該異議申出書に対する回答を行っていないとのことであり、実施機関においては、同センターに対し、対応状況に関する聞き取りを行ったが、指導までは行っていない。

第5 審査会の判断理由

1 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、以上のことを踏まえた上で、以下のとおり判断する。

2 本件公開請求について

本件公開請求は、情報公開規程に基づき県営住宅管理センターが行った文書非公開決定に対して行われた異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、同センターが実施機関に対して意見等を求めた記録および実施機関が同センターに対して指導等を行った記録の公開が求められたものである。

実施機関は、請求のあった文書は保有しておらず不存在であるとしているが、異議申立人は、なお当該文書の公開を求めていることから、以下、本件処分の妥当性を検討する。

3 本件処分の妥当性について

実施機関は、本件異議申出について、県営住宅管理センターから意見等を求められたことはなく、また、同センターに対して意見等を述べたこともないため、請求のあった文書は不存在であると主張している。

基本協定第 23 条においては、「指定管理者は、指定管理者が管理している管理文書の公開については、情報公開に関する規程等を別に定め、これにより行うものとする」と規定しており、同条に基づき定められた情報公開規程第 16 条第 1 項においては、「住宅管理センターは、異議の申出に対する回答をするときは、あらかじめ滋賀県知事に意見を求めるものとする」と規定していることが認められる。

このことからすると、実施機関において、情報公開規程第 16 条第 1 項の規定に基づく文書が存在すべきであるとする異議申立人の主張は、理解できるものである。

しかしながら、現に、実施機関は、県営住宅管理センターから本件異議申出についての意見を求められていないものと認められ、その是非はともかく、請求のあった文書を保有していないとする実施機関の主張を覆すに足る事実は見当たらない。

したがって、対象公文書の不存在を理由として行われた本件処分は、妥当であると判断せざるを得ないものである。

4 付言

本件においては、県営住宅管理センターが、本件異議申出に対する回答を 1 年以上にわたって行っていないものと認められるが、実施機関の説明からは、こうした取扱いに合理的な理由があるものとは認められない。

指定管理者の情報公開については、条例第 34 条の 2 第 2 項において、「実施機関は、指定管理者において、適切な情報の公開が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする」と定められており、実施機関は、指定管理者における情報公開の実施が適正に行われるよう指導等することが求められているものである。

このことに鑑みれば、実施機関において、県営住宅管理センターが本件異議申出を放置していることを把握しつつ、同センターに対し、何ら指導等の措置を講じていないことは、条例に規定された責務を十分に果たしていないものであると言わざるを得ない。

実施機関においては、本件異議申出に対する回答が速やかに行われるよう措置を講ずるとともに、今後、指定管理者における情報公開の実施が適正に行われるよう必要な指導、助言等に努められたい。

5 結論

以上のことから、実施機関が行った本件処分は妥当なものであると認められる。
よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第6 審査会の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成26年 6 月 25 日	・実施機関から諮問を受けた。
平成26年 8 月 1 日	・実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成27年 8 月 18 日	・異議申立人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
平成27年 7 月 16 日 (第237回審査会)	・審査会事務局から事案の説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
平成27年 8 月 21 日 (第238回審査会)	・実施機関から公文書非公開決定について口頭説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
平成27年 9 月 29 日 (第239回審査会)	・異議申立人から意見を聴取した。 ・事案の審議を行った。
平成27年10月27日 (第240回審査会)	・事案の審議を行った。
平成27年12月 1 日 (第241回審査会)	・答申案の審議を行った。